

## 改正概要

## 1 改正の趣旨

猟銃等講習会における考査、銃砲刀剣類を発見した旨の届出様式等について、全国的な均一化を図るために改正したものである。

## 2 改正の概要

## (1) 猟銃等講習会における考査

現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条1項1号の規定による猟銃等の所持許可を受けていない者であって、新たに所持許可を受けようとする者は、法第5条の3に規定する猟銃等講習会を受講し、講習修了証明書の交付を受ける必要がある。同証明書の交付は、講習に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとされている（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第18条）。千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和56年公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第16条では、同講習会における考査の出題数、形式等が定められているところ、「猟銃等講習会における考査の運用要領について（通達）」（平成27年5月1日付け警察庁丁保発第101号）により考査の運用要領が改められたことから、次の表のとおり改正した。

	改正後	改正前
出題数	50問	20問
形式	正誤式	択一式
合格基準	90パーセント以上の成績	70パーセント以上の成績

## (2) 年少射撃資格の認定のための講習会における考査

法第9条の13に規定する年少射撃資格の認定を受けようとする者は、法第9条の14に規定する年少射撃資格講習会を受講し、年少射撃資格講習修了証明書の交付を受ける必要がある。同証明書の交付は、講習に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとされている（同法施行令第30条）。規則第27条の6では、同講習会における考査の出題数、形式等が定められているところ、「年少射撃資格の認定のための講習会における考査の運用要領について（通達）」（平成27年2月17日付け警察庁丁保発第48号）により考査の運用要領が改められたことから、次の表のとおり改正した。

	改正後	改正前
出題数	50問	20問
形式	正誤式	択一式
合格基準	70パーセント以上の成績	70パーセント以上の成績

## (3) 第23号様式の改正

法第23条の規定により銃砲刀剣類を発見した旨の届出を受理した場合に用いる様式について、「銃砲刀剣類発見届取扱要領の送付について」（平成26年12月25日付け警察庁丁保発第204号）により示された様式に準じて改正した。